【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

01) 国指定文化財建造物では99件中29件が、県指定文化財建造物では184件中44件が また重要伝統的建造物群保存地区に指定されている神戸市中央区北野の伝統的建造物 34件のすべてが何らかの損傷を被った。

【参考文献】

[参考] 主な文化財建造物の被害状況が、[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」。「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国 際総合検証会議(2000/8),p.269-2701にある。

[参考] 詳しい被害状況は、[『阪神・淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』阪神・淡路大震災芸 術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会(1995/8),P.7-9]にある。

[参考] 歴史的建造物の被害と修復の状況については、[加藤邦男編『阪神・淡路大震災と歴史的建造物』 思文閣出版(1998/2),p.-]に詳しい。

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

01. 文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

【教訓情報詳述】

02) 街の景観としても重要な要素をなしていた酒蔵群が大きな被害を受け、灘地区では約 300棟のうち90%が滅失した。

【参考文献】

[引用] 江戸中期の伊丹の酒造家の名残をとどめる伊丹市宮の前の旧岡田家住宅は、北西部分が崩壊、柱も傾斜し屋根瓦も崩落した。また県指定民俗文化財である神戸市灘のいわゆる灘五郷の西郷に属する し、柱も傾斜し屋根瓦も崩落した。また県指定民俗文化財である神戸市灘のいわゆる灘五郷の西郷に属する沢の鶴大石蔵は、江戸末期の建築といわれ、昭和40年代まで使用していた酒蔵2棟を古い形態に修復して民俗資料館としていたものであるが、これも震災で全壊した。その他酒蔵に関しては、菊正宗酒造記念館、櫻正宗住宅・同酒造蔵、白鹿記念酒造博物館(民俗文化財)、白鶴酒造資料館など、伊丹、西宮、灘といった阪神間の酒造業の歴史の生き証人とも言える酒蔵群は、街の景観としても重要な要素をなしていたが、建物の全壊や滅失など大きな被害を受けた。特に灘地区においては、景観としてまとまりのある酒蔵群が約300棟あったうちの90パーセントを滅失、灘五郷のイメージを喪失しかねないほどの大きな被害を被ったといわざるを得ない。「端信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証語業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会 議(2000/8),p.269]

[引用] 阪神・淡路大震災で突き付けられた文化財保護の課題の一つは、「指定外」の建造物が修理可能にもかかわらず解体されたという点だ。 国が指定の対象とする文化財は明治期より以前のものが中心。大正や昭和初期を代表する神戸の銀行建築や、独特の景観を形成していた灘の酒蔵群などの多くが開体、処分表出現色を探した。

建築物の修理助成制度に先立ち、公費解体が制度化されたことが雪崩現象を招いた。「修理して残すこと より、建て替えを促す政策だった」と、兵庫県教委や神戸市教委の担当者らは唇をかむ。
[神戸新聞記事「保護対策 『指定外』教う登録制度」『震災10年 備えは その時どうする 文化 財』(2004/9/19),p.-]

[引用] 灘酒造地区酒蔵の内、震災前の形に復旧再建されたもの3件、新しくRC 造や鉄骨造によって再建 されたもの14件、再建後も江戸時代末の蔵で従来通り酒造を行うものは泉勇之助商店(灘泉)の1件のみとなった。現行の建築基準法では、酒蔵の構造強度が基準に達せず伝統工法による再建は不能であった。 県指定重要有形民俗文化財「沢の鶴大石蔵」の場合は、建築審査会の同意を得て免震装置を導入することにより伝統工法を採用して再建したが、再建費用は多額となり高度な技術を要するなど通常の再建ではと ても採用しうる工法ではなかった。

[端信行「文化活動の展開」「阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.134]

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05 都市基盤 サービスの復旧

【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていない場合は復旧されないままになっているものがある。

【教訓情報詳述

03) 神戸・阪神間の近代の上質の住宅建築物の被災により、かけがえのない住宅都市景 観が失われた。

【参考文献】

「引用」神戸北野町は単にこれらの異人館が立地するのみではなく、ひろく周辺一帯に洋館を持つ文化が明治末から広がっており、それら全体が重要伝統的建造物群保存地区とされているのであるが、そこで地震前に指定されていた建造物は36件(64棟)であったがそのほとんどすべてに大きな被害が出たことはあらためていうまでもない。とくに洋風建築の方に被害が大きかったのが特徴であった。洋風建築29件のうち、破損大が9件、破損中が11件、破損小が9件となっている。和風建築7件のうち、破損大、破損中はなく、破損小が7件であった。破損状況を見ると、洋風建築では煙突落下が目立っていることから、今回の震災では煙突が洋風建築の被害を大きくした一つの要因と見ることができよう。

風建採の被害を入きくした一つの姿因と見ることができょう。 一方阪神地域に目を移すと、ここでも我が国の近代を代表する貴重な住宅建築物群が大きな被害を被っている。・・・(中略)・・・阪急や阪神の電鉄会社あるいは土地の富豪が沿線の西宮、池田、室町、苦楽園、雲雀丘花屋敷、香炉園、甲東園、甲子園、芦屋六麓荘、芦屋三宜荘、尼崎園田、尼崎武庫之荘などに文化村や新住宅地を開発し、阪神間の都市化が進められた。その結果、阪神間の上質な住宅都市としてのイメージが形成されていく。すでにみたように、これらの築80年から90年という上質な住宅が今回の震災で大きな被害を被った。これらの住宅の全壊によってかけがえのない住宅都市景観が失われたことについては、再びそれらを取り戻すことが不可能であるだけに、その喪失感は何ものにも代えがたいほど大きなものがある。 「端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.269-270]

[引用] 震災で全壊した文豪谷崎潤一郎の旧邸「鎖瀾閣(さらんかく)」 = 神戸市東灘区岡本 = の復元計画は、資金難から厳しい情勢となっている。研究者や地元住民らでつくる復元委員会(小川守正会長)が募金を呼びかけてきたが、必要額の一割にも届かず、目標とする二〇〇〇年中の着工は極めて難しい状況だ。 [神戸新聞記事『く復興・検証>まちのシンボル再生に費用の壁/被災文化財の復旧』(2000/11/17),p.-]

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

(10) 歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていない場合は復旧されないままになっているものがある。

【教訓情報詳述)

04) 明石城、尼崎市寺町地区、神戸旧居留地十五番館、旧山邑邸、沢の鶴大石蔵等、多くの歴史的建造物で耐震性に配慮して補修や再建が行われた。

【参考文献】

「参考」明石城、尼崎市寺町地区の復旧について、文化財が所在する場や地域と一体的に復興する方向を見いだしていることを評価する指摘が、「端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」 『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8)、p.269]にある。

「参考」神戸旧居留地十五番館、関帝廟の修復への取り組み、課題等が「端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.276-281]にある。関帝廟は戦後建築で文化財指定はなかったが、中国人社会のシンボル再建の重要性を鑑み、モーターボート競争収益金の支援による神戸

歴史的建造物等観光資源復旧支援事業の助成金が当てられた。

[参考] 旧山邑邸は国指定の重要文化財として背後景観の保全も含めて修復・復興が行われたが、神戸市東灘の谷崎潤一郎ゆかりの岡本の家(鎖瀾閣)の復興は、文化財指定がないこともあり、実現していない。また、幅広くとらえた文化の所在や情報のデータ化が復元・修復のためにも重要であることが、[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化を関して、第2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では、2000年では2000年では、2000年では、2000年では、2000年では2000年では、2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では200年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では200年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年では2000年 報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.281-283]に指摘されている。

[参考] 沢の鶴大石蔵は全壊したが、免震工法の採用、旧材料の再利用等も行い、1999年秋に再開館した。[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.284]

> [参考] 2000年3月の国指定文化財・明石城巽櫓・坤櫓を最後に、兵庫県内の文化財復旧が完了したが、これらの文化財や文化施設の復旧について、以下の文献にまとめられている。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻] 1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.149-154]

[引用]文化財的価値と安全性との調和。この問題に関係者が初めて直面することになったのが、神戸・旧居留地の十五番館(国指定重要文化財)の全壊だった。・・・(中略)・・・復元には使用可能な当初部材を用いる方針が固まった。だが、そのままの復元では地盤が軟弱なため、耐震性がないことは修理直後の全壊で明白だった。かといって、耐震化の改造は、文化財本来の姿を損ねてし

まう。 「長く地域で利用される文化財を目指す。そのためには利用者の安全確保が最優先されるべきとの結論に達した」。兵庫県教委の村上裕道・文化財係長は当時の議論を振り返る。

[神戸新聞記事 復元、補強 本来の姿 どう残すか」『震災10年 備えは その時どうする 文化 財』(2004/9/19),p.-]

【区分】

- 2.第2期・被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤 サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

05) 被災地域の再開発に伴う埋蔵文化財調査の実施が課題となったが、発掘成果を地域 に還元する試みが実施され、効果を上げた。

【参考文献】

[参考] 埋蔵文化財調査の問題、発掘成果の地域への還元事例とともに、地域全体の文化的基盤に対する配慮など、再開発と地域文化に関する指摘が、[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災、震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国 際総合検証会議(2000/8),p.274-276]にある。

[引用] 結果的には、あの惨禍のなかであっても文化財の復旧を不要のものとして軽視する姿勢や発言は、ついぞ聞かれなかった。・・・(中略)・・・確かに文化財は被災地の復興から取り残されなかった。 ・・・・(中略)・・・各地の復興事業に先立つ事前調査の現場には、数多くの地元住民が現地説明会に訪れ、各 種の講演会にもまた多くの聴衆が集まった。住民たちは日常の生活に追われながらも、新たに明らかになる地元の歴史に無関心ではいられなかったのではないかと思う。 [西川卓志「文化財の被災」「阪神・淡路大震災・震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.126]

[参考] 平時の約10年分に相当する面積が対象となった阪神・淡路大震災による埋蔵文化財の調査も 2000年にはほぼ終了したが、以下の文献にその概要がまとめられている。 [『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.154-157]

[引用]わが国では現実に土地区画整理や再開発事業が計画されるとまず第一に行わなければならないのが、その計画区域内での埋蔵文化財調査なのである。・・・(中略)・・・神戸市の場合、平成7年から9年にか けての3年間で要調査面積は54haと推定されたが、実施できたのは28haであり、年平均発掘個所は110ヵ所におよんだ。さらに平成11年度末までに500ヵ所の調査が行われた。[端信行「まちづくりと地域文化の再生」『阪神・淡路大震災復興誌[第6巻]2000年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2002/3),p.66]

[引用] 市内の埋蔵文化財包蔵地は約900か所、その面積は約3,400へクタールにも及ぶ。教育委員会は

震災直後、現地調査を実施した。その結果、東灘区から須磨区にかけての被害が大きかった地域(震災復興促進区域)で234ヘクタールの被災包蔵地を確認した。今後、復旧・復興事業の進展にともなって、毎年12~

に進区域)で234ペクタールの依及已蔵地を確認した。今後、復旧・復興事業の進展にともなって、毎年12~13ヘクタールもの発掘調査が生ずると予測された。これに対応するため、国は埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針を策定。県もそれを受け、埋蔵文化財の取り扱い適用要領を定め、埋蔵文化財発掘調査の緩和措置をとった。これにより、個人住宅や小規模な集合住宅の建設についての発掘調査は、原則、緩和されることとなった。また、復興事業に伴う届け出件数は、前年比2倍に増加したが、予報掘調査件数は、この緩和策により届け出の18%(前年30%)にとどまっている。 [『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会 (1996/1),p.157]

[引用] 発掘調査の費用については、・・・(中略)・・・試掘調査については全事業、また本格発掘調査費用については、中小企業者まで補助対象が拡大された。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩 み』神戸市教育委員会 (1996/1),p.158]

[引用] 社会教育・文化財課長であった山田は、文化庁と協議をし、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の基本方針についての理解を願い出た。その内容は、埋蔵文化財の取り扱いの弾力化、国庫補助事業の拡大、および広域的な人的支援体制の確立の三点であった。[『阪神・淡路大震災10年 翔ベフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.210]

[引用] 埋蔵文化財保護上の最も大きな問題は、震災発生以降相当の期間にわたって行われる復興事業との整合をいかに図るかということにあった。県では、「愛着を持つことのできる再生都市の形成には、その地 域の文化や文化遺産の持つ魅力や歴史は不可欠の要素である」という兵庫県文化財保護審議会の緊急提言を踏まえ、文化庁と協議し、復旧・復興事業に伴う土木工事等に対し、埋蔵文化財発掘調査を可能な限り行うという方針で臨んだ。平成7(1995)年4月1日に他府県から25人の支援を受け、同7年から9年の3カ年の間に述べ121人の支援を受け、同7年から9年の3カ年の間に述べ121人の支援を受け、同7年から9年の3カ年の間に述べ121人の支援を受け、同7年から9年の3カ年の間に対域を30人であるとは一般の300人である。 12(2000)年度にほぼ修了した。

また、震災発生から同7年5月末日までの間は、文化庁通知に基づき、ライフライン等の復旧工事、復興事業に伴う個人住宅や小規模な集合住宅については、文化財保護法上の届出・通知を不要とし、事実上、発掘調査を省略した。復旧事業に伴う届出件数は前年比約2倍に増加したが、発掘調査件数はこの緩和策により、届出件数の18%(前年30%)にとどまった。 [端信行文化活動の展開」「阪神・淡路なた震災、復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検

証) [[社会·文化分野』兵庫県·復興10年委員会(2005/3),p.134-135]

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤 サービスの復旧

【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

06) 文化財の修復・救出のため、文化庁が文化財等救援委員会(文化財レスキュー)を設 置した。

【参考文献】

[引用] 文化財の修復・救出については、文化庁が文化財等救援委員会(文化財レスキュー)を設置し(2/17~4/27)、この間16回の出動を行った。なお、同様のレスキュー隊は、ボランティアによっても組織されており(地元NGO救援連絡会議文化情報部)、復興の拠り所となり将来的な精神的バックボーンとなる平凡な生活記録(写真屋個人の日記など)を含めた歴史史料の救出・修復、鑑定作業を行っている。また文化庁に先立ち、震災後いち早〈アメリカのポール・ゲッティ財団の調査団が来日、災害時に対応する文化財保護のためのマニュアルを配布した。[『阪神・淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』阪神・淡路大震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会(1995/8),P.21]

[引用] 歴史学会によるボランティア活動、阪神大震災対策歴史学会連絡会・歴史資料ネット(略称史料ネット)の取り組みは、震災被災家屋内の古文書や民具をはじめとする、民間所在の被災歴史資料・文化財の保全を目的としてはじまった。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念 協会(2001/3),p.157]

[引用] 阪神間には多数の未指定美術工芸品があり、それらの状況は所在情報を持っていなかったことから全〈不明であった。そのため、多数の損壊建物の撤去等に伴い貴重な美術工芸品等動産文化財の廃棄・ 散逸を防止するため、1ヶ月後の2月17日に、文化庁はじめ国附属機関、兵庫県教育委員会他地方公共団体の美術館等の機関、NPO等の民間機関、合計30機関により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を開設し、緊急に保全措置を必要とする動産文化財について、文化財レスキューを実施し、県内又は周

辺府県の博物館等保存設備がある施設に一時保管を行った。[端信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震 災 復興10年総括検証·提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会·文化分野』兵庫県·復興10年委 員会(2005/3),p.133]

[引用]、地元NGO 救援連絡会議文化情報部では、「文化遺産救援ニュース」を発刊すると共に各地のボランティアグループ・美術関係企業と協力して文化遺産の保全を訴え、阪神大震災歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク(略称:資料ネット)では、被災者の要請により活動するだけではなく積極的に所在場所に出向く、通称「パトロ・ル調査」を実施し、多くの被災文化財が潜在的に存在していたことを明らかにした。「端信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震災 復興10年素局会(2005/2) または、「日本会、文化公野、医療」、復興10年素局会(2005/2) またない。 検証) II 社会·文化分野』兵庫県·復興10年委員会(2005/3),p.134]

[引用]被害調査は、国宝・重要文化財については文化庁及び(財)文化財建造物保存技術協会が、重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という)及び県指定文化財は大阪府を除く近畿1府4県の文化財建造物担当者が、市町指定文化財及び歴史的建造物(未指定文化財)は市町文化財担当者及び景観担当者、日本建築学会(近畿支部)の有志がそれぞれ調査を分担した。 各調査の本格の作品を開始には1週間を要したが、ほぼ1か月で指定文化財の調査を完了し、歴史的建造物

を含む合計1,400件の調査は3月末日に修了した

[端信行「文化活動の展開」「阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会·文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.133]

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

07) 文化財として未指定の歴史的建造物に対して、復興基金による助成制度が設けられ

【参考文献】

[引用] 未指定の歴史·文化的建造物。兵庫県教委によると、約千二百件の調査対象のうち八百件が被害を受けた。その復興過程は、指定文化財とは大きな格差がある。

大正時代の建造物として高い評価を受けていた「第一勧業銀行神戸支店」(神戸市中央区)は、貴重な石柱など、すべての部材が廃棄された。

未指定の補修には通常、公的な補助はまった〈ないため、県は復興基金を財源に、未指定の建造物に対して修理費の二分の一(最大五百万円まで)を助成する制度を創設。寺社や酒蔵など約三百棟を支援した。 [神戸新聞記事『〈復興・検証〉まちのシンボル再生に費用の壁/被災文化財の復旧』(2000/11/17),p.-]

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

08) さらに民間資金により、モーターボート特別競争収益金を活用した支援、(財)文化財 保護振興財団による助成も行われた。

【参考文献】

[引用] 国や市の文化財として指定されていない文化的建造物の被害も多くあったが、それらにはたとえば神戸歴史的建造物等観光資源復旧支援事業が立ち上げられた。これは被災した神戸市内の歴史的建造物等の復旧のため、モーターボート特別競争の収益金から拠出された阪神淡路大震災復興支援基金により (財)神戸国際観光協会が建造物の修理に要する経費の一部を助成したもので、助成件数は平成7、8年の2年度で45件の多くに及んでいる。「端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会 議(2000/8),p.277]

- [引用] 修理に関して所有者の負担の軽減を図るため次のような震災特例措置が講じられた。
- 国庫補助制度の拡充

、 国指定文化財については、従来の国庫補助率50%が70%~85%に、伝統的建造物についても50%が70%に引上げられた。

7070に引生1754762。 (2) 阪神・淡路大震災復興基金による助成 指定文化財については国・県・市からの補助金を除いた所有者負担の2分の1が助成された。 また、未指定の文化財についても一定の修理助成が行われた。

(3) モーターボート特別競争収益金を活用した支援

市内の観光地の他、北野町・山本通地区周辺の公的支援を受けていない建造物等の修理に対して助成が 行われた。

(4) (財)文化財保護振興財団による助成 主に、文化財としての指定を受けていない美術工芸品等の修理に対して助成が行われた。 [阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.446]

[参考] 文化財復旧修理の助成措置については、[『地震災害から文化遺産と地域をまもるための対策マニ ュアル(素案)』内閣府·災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会(2004/4),p.101-p.103]にも詳しい。

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

01.文化財指定を受けた歴史的遺産は補助により修復がなされたが、指定を受けていな い場合は復旧されないままになっているものがある。

【教訓情報詳述】

09) 家屋の撤去により家財と共に処分された文化財も少なくなかった。

【参考文献】

[引用] 文化財レスキュー等被災文化財救援事業の実施により、数万点に及ぶ文化財を倒壊家屋から救出したが、家屋の撤去により家財と共に処分された文化財も少なくないことが判明した。また文化財に対する意識については、家財と共に処分した住民と調査者との間には、文化財価値の判断に意識差があった。[端 信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) Ⅰ 社会·文化分野』兵庫県·復興10年委員会(2005/3),p.134

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05.都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

02. 芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公 演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

【教訓情報詳述】

01) 大小の美術館・博物館をはじめとする芸術文化施設は、大多数が建物の損壊や展示 物の損傷を被り、長期にわたり閉館を余儀なくされた。

【参考文献】

[引用] 阪神間は日本でも有数の芸術文化施設とりわけ大小の美術館・博物館が集中している地域であ る。その大多数の施設が建物の損壊や展示物の損傷を大なり小なり被った。こうした建物はそれぞれの施設の立地と建物の構造により、被害の状況は大きく変わってくるのは当然であり、(財)兵庫県陶芸館のように建物が全壊した例もあれば、神戸市立博物館のように床下浸水が起きたり、兵庫県立近代美術館や西宮市大谷美術館のように、本館と他の建物と同の接合部分が離れてしまった例もある。この結果、当然ではあるが 地震直後からかなりの長期にわたり閉館を余儀なくされたところが多かった。・・・(中略)・・・阪神淡路地域の 公立私立の美術館博物館のうち、被害を申請して何らかの助成を受けた館が35館に達した。阪神間の土地柄と相まってこれらの館では陶磁器をはじめとする東洋美術の収蔵が多く、その破損が目立った。[端 信行「歴史遺産の復日学、地域文化をめぐる課題とあり方」、阪神・淡路大震災、震災対策国際総合検証事業 検 証報告 第6巻(文化復興)。兵庫県·震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.267-268]

[参考]詳しい被害状況は、「『阪神・淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』阪神・淡路大震災芸

術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会(1995/8),P.5-7,p.30-33]にある。

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

02.芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公 演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

【教訓情報詳述】

02) 水族館、動物園、植物園でも被害が出ており、特に須磨海浜水族園では停電ですべて の飼育設備が機能停止するなど大きな影響を受けた。

【参考文献】

[引用] 水族館や動物園、植物園でも被害が出た。とくに須磨海浜水族園では、建物・設備自体の被害は少なかったが、停電で水と空気の循環装置、水温コントロール装置など飼育設備がすべて機能を停止したため、酸素不足や水温低下で熱帯魚や海水魚を中心に約半数の魚が死亡した。さらには地震から8ヶ月たって、水槽から漏れては地震できたかった即馬とも思わた。生きている色質などを展示している。 て、小僧から帰れ口に海小で即門エレヘーター内部の部品が腐良したり、展示水槽内部からさびが発生するなど、地震直後の点検では把握できなかった問題点も現れた。生きている魚類などを展示している水族園にとって、餌の確保もまた大きな問題であった。園が餌を購入している市内の業者の大部分が被災したため、産地直送などで切り抜けたが、東部市場が再開してからの搬入は道路の寸断、交通規制などで時間がかかったという。生き餌の輸送は大阪の海遊館の協力で海上輸送を行ったという。[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻 (文化復興)。兵庫県·震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.268]

【区分】

- 2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)
- 2-05. 都市基盤・サービスの復旧
- 【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】 02.芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公 演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

03) 劇場・ホールは、建物や舞台機構の破壊・破損や一時的に被災者の避難場所となった り、交通手段が絶たれたことなどにより、興行ができなくなった。

[引用] 兵庫県には劇場、ホールは当時52館あり、その多くが阪神地域に集まっていた。それらのほとんどが何らかの被害を被ったことはいうまでもない。阪神間の代表的な劇場の一つである宝塚大劇場は、スプリンクラーが壊れて大量の水が噴出し、絨毯が使い物にならなくなり、衣装倉庫も水浸しになり、舞台機構も衝撃 など交通手段が絶たれたことによる活動停止という事態も生じた。このような公演の中止さらには自粛ムード やチケットの売れ行きの悪化などが原因となって、劇場やホールの技術スタッフの派遣会社が経営困難に陥り、結果的に技術者が首都圏へ移っていく事態まで起こった。「端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「版中」淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫 県·震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.268]

[参考] 詳しい被害状況と間接被害については、[『阪神·淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』 阪神·淡路大震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会(1995/8),P.9-13,p.23-25,p.33-37]にあ る。

> [参考] 兵庫県立ピッコロ劇団の震災後の活動状況が[『阪神·淡路大震災10年 翔ベフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神·淡路大震災記念協会(2005/1),p.169-173]に紹介されている。

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

(10) 歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

02.芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

【教訓情報詳述】

04) 芸術文化施設の一部では、避難所などにも利用されたこと、職員が市町本部の応援に行かざるを得ず施設の復旧が後回しになったことの、2つの間接的な課題を抱えた。

【参考文献】

[引用] 公立私立の芸術文化施設はそれぞれに大きな直接的被害を被ったのであるが、こうした直接的被害以外にも、震災直後の被災事情として2つの間接的な課題を抱え込んだ点を忘れてはならない。その1点目は、これらが公共的施設であるがゆえに、一部の施設では地震直後から被災者の避難所となった点である。被害の出た地区によっては避難所が足りないという事情もあったようで、ホール、美術館、図書館、水族園などの一部は避難所となった。芦屋市立図書館や宝塚市立図書館は、市の指定の避難所では足りなかったのでそれを補完する役割を果たした。須磨海浜水族園でも一時的に被災者を受入れ、震災後は避難所としても機能した。またこの須磨海浜水族園では、避難所として多くの人を受け入れたために教室が不足した市立鷹取中学校に授業の場を提供し、「鷹取中学校水族園分校」が2月1日から3月24日の卒業式まで開校されたのであった。

間接的な課題の第2の点は、これは公立の施設に起こり得たのであるが、こうした大規模災害に直面すると 救援職員が不足をきたし、災害復旧本部の応援に行かざるを得ず、そのために本来の業務であるはずの芸 術文化施設そのものの復旧が後回しになったという例が生じている。神戸市立博物館の場合は1月24日から 4月1日まで、ほぼ2ヶ月以上いわゆる防災指令第3号が出され、職員のほとんどは区役所から避難所への物 資搬入などの救援援助に向かい、館には副館長以下4名が残留しただけだったという。震災直後から、建 物、設備の点検はもちろん、余震に備えて収蔵品のチェックや調査と避難搬出などの多くの本来業務は後回 しにならざるを得なかったのである。

[端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻(文化復興)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.268]

[参考]神戸市では、震災により47の社会教育・体育施設のうち34施設が被災した。図書館、博物館等の災害復旧事業にあたっては、激甚災害指定を受け順次再開した経過が「『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.152-155]にまとめられている。

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

02.芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

【教訓情報詳述】

05) 震災による芸術文化の間接的被害として、客(需要)の減少や、公共施設の活動停止に伴う技術スタッフ等の失業問題が生じた。

【参考文献】

[参考] 震災は客(需要)の減少や公共施設の活動停止に伴う技術スタッフ等の失業という問題を引き起こしたが、これは阪神地域のいわば芸術文化の産業的基盤の崩壊を意味するとしている。 [端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」「阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告第6巻(文化復興)』 兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.270-271]

> [引用] 間接的な被害とは、一つは仕事である。震災は阪神地域の様々な分野の仕事場を始め、顧客や取引先、さらには活動資金に大きな打撃を与えることで人々の仕事を奪ったが、芸術文化もその例外ではなかった。また、公共施設の活動停止に代表されるように、震災は、これまでの「文化は添え物」といった文化観や文化行政の問題性をあらわにした。・・・(中略)・・・震災後半年たっても、いくつかの文化団体や文化施設はまだ活動を再開できず、芸術文化は低迷している。目に見えない被害の影響の大きさが、いま切実な問題となっているのである。・・・(中略)・・・震災が芸術文化にもたらした最大の被害は、芸術文化の「仕事」を奪ったことといっても過言ではない。仕事がなくなったというのは、劇場ホールやギャラリーといった文化施設が被害を受けて使えなくなったというだけのことではない。最大の問題は、震災の結果、客が激減したこと、すなわ

ち需要が縮小してしまったことである。[『阪神・淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』阪神・淡路大 震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会(1995/8),p.23-25]

[引用] 震災で中止・延期となった興行の件数は、ぴあ株式会社の調べによると、音楽104件、演劇・演芸44件、美術5件にのぼっている。公演キャンセルによる被害額は、1劇団当たり、数十万円から数百万円と見込まれており、全体としては大変な損失である。「端信行「文化活動の展開」「阪神・淡路大震災復興10年 総括検証·提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会·文化分野。兵庫県·復興10年委員 会(2005/3),p.135]

[引用] 舞踊団については公演数の減少が見られたが、それよりも大きな問題として、これら舞踊団が併設していた教室がスタジオの被災や生徒数の減少のため大きな経済的打撃を受けたことが挙げられる。同様の傾向は、華道や茶道など、稽古を経済的基盤として成り立っている芸道の分野にも当てはまった。[端信行「文化活動の展開」版を課為なた震災(復興10年総括検証・提言報告(4/9)(第3編 分野別検証) II 社 会·文化分野』兵庫県·復興10年委員会(2005/3).p.136]

| [引用] 全体的な傾向としては、公立文化施設は、入場者数、運営予算ともに被災後2・3年後まで横ばいもしくは回復傾向にあった数字が、その後低落傾向に陥っていることがわかる。平成7(1995)・8(1996)年度の運営予算の数字が高いのが、施設補修経費が含まれていることを考慮すれば、事業費はほぼ一貫して下がり続けていると言って良いだろう。また入場者数は、チャリティコンサートなど、震災直後の一種の盛り上がりが平成9(1997)年度にピークを迎え、その後低落傾向に転じたと見ることができる。震災後の施設利用者の変化として、「震災前まで利用していた催しの回数が減った」、「教室の生徒数が減った」、「利用時間が短縮傾向となった。「震災前まで利用していた催しの回数が減った」、「教室の生徒数が減った」、「表表に「震災後間ばされた無料のチャリティコンサートの民郷により、館の中土事業のチケット版

られている。また、「震災後開催された無料のチャリティコンサートの影響により、館の自主事業のチケット販売が伸び悩んだ」という指摘もあった。 「端信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検

証) II 社会·文化分野』兵庫県·復興10年委員会(2005/3),p.150]

【区分】

2. 第2期·被災地応急対応(地震発生後4日~3週間)

2-05. 都市基盤・サービスの復旧

【10】歴史遺産・文化施設等の復旧

【教訓情報】

02.芸術文化活動については、震災による直接的被害はもとより、ホールの被災による公 演の中止や震災直後には自粛も相次いだ。

【教訓情報詳述】

06) 兵庫県では、芸術文化活動に関する補助事業を実施した。

【参考文献】

[引用] 兵庫県では、平成8(1996)年度から、阪神·淡路大震災復興基金による被災地芸術文化活動補助事業をスタートさせている。これは震災で制作基盤に被害を受けた芸術家の支援策として始まったもので、平 事業をスタートでせている。これは震災で制作基盤に被害を受けた芸術家の支援束として始まったもので、平成15(2003)年度までに音楽、舞踊、美術、文芸などの分野で、延べ1,603事業、3億5千万円にのぼる助成を実施してきた。支援を受けた事業全体の総事業費ベースでは、27億円を超えるということであり、いかに多くの芸術文化活動がこの間被災地で展開されたかということがわかる。また同8年度のみであるが、被災地芸術文化団体活動用具復旧支援事業として、震災により破損した芸術文化団体の活動用具の修理・購入に要する経費を助成している。件数は69件、補助額は約600万円程度である。[端信行「文化活動の展開」「阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告(4/9)(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興 10年委員会(2005/3),p.145]

> [引用] 兵庫県が被災地芸術文化活動補助申請者に平成15(2003)年度に実施したアンケート調査によれば、「自分自身の芸術文化活動が震災前の水準に回復した」と回答した者は、4割程度にとどまっており、依然として何らかの補助が求められていることが分かる。[端信行「文化活動の展開」『阪神・淡路大震災 復興 10年総括検証·提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会·文化分野。兵庫県·復興10年委員 会(2005/3),p.146]